

〔オープン外貨定期預金 〕

項 目	内 容
1. 商品名	オープン外貨定期預金（自動継続・期払）
2. 販売対象	個人・法人（自動継続は個人のみ）
3. 通貨種類	原則として米ドルのみ
4. 期間	（1ヶ月、2ヶ月）3ヶ月、6ヶ月、1年（ ）内は5000米ドル以上
5. お預け入れ単位	1000米ドル以上（1セント単位）
6. 利息 （1）適用利率 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）課税方法 （5）金利情報の 入手方法	<p>市場金利の動向に応じて決定します。お預け入れ日の利率が満期日まで適用される固定金利です。</p> <p>満期日以後に一括してお支払いします。</p> <p>付利単位を通貨単位（米ドルの場合1ドル）とし、1年を360日とした日割り計算により算出します。</p> <p>利息 個人の場合：20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 マル優のお取り扱いはできません。） 法人の場合：20%（国税15%、地方税5%）の総合課税 源泉徴収された税金相当額は法人税納付時に税額控除されます。</p> <p>為替差益・差損 個人の場合：為替差益は雑所得として確定申告が必要となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、給与所得・退職所得以外の他の所得と為替差益を含めた額が、年間20万円以下の場合には申告不要です。 為替差損は、他に雑所得がある場合、雑所得の範囲内に限り差引計算ができます。 法人の場合：為替差益・差損とも営業外損益として法人税確定申告額に含まれます。</p> <p>窓口におたずねください。</p>
7. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円貨を外貨にしてお預け入れる時、および外貨を円貨にしてお引き出しする時は、受払いする円貨額に為替手数料が含まれています。米ドルの場合、片道1円（往復2円）です。11.「重要事項について」をあわせてご覧ください。 ・ お預け入れおよびお引き出しに際しては、次の手数料がかかります。 <p>外貨現金でのお預け入れ・お引き出しの場合</p> <p style="margin-left: 20px;">売買手数料（CASHING FEE） 1米ドルにつき2円</p> <p style="margin-left: 20px;">取扱手数料 1/20%（最低1,500円）</p> <p>外貨建て送金および外貨建て小切手取立等、外国為替取引に基づくお預け入れ・お引き出しの場合</p> <p style="margin-left: 20px;">取扱手数料 1/20%（最低1,500円）</p> <p style="margin-left: 20px;">その他送金・取立等、外国為替取引に関する手数料がかかります。</p>

〔オープン外貨定期預金 〕

項 目	内 容
8 . 付加できる 特 約 事 項	お預け入れ期間中、満期日の前日までは、為替相場の動向を見ながら満期日の為替レートを予約し、利回りを確定させることができます。
9 . 満期時の 取 扱 扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期時には元利継続します。 ・ 自動継続扱を中止する場合は、満期日の前日までに手続きが必要となります。
10 . 中途解約時の 取 扱 扱	中途解約は原則としてお受けできません。やむを得ず中途解約する場合は、解約日の当該通貨の普通預金利率を適用します。また、別途市場実勢に応じた手数料がかかる場合があります。
11 . 重要事項に つ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替相場変動によるリスクがあるため、満期時の利息を含むお受け取り円貨額が、お預け入れ時の円貨額に満たない（元本割れ）ことがあります。 ・ お預け入れ時には TTS レート（電信売相場）、お引き出し時には TTB レート（電信買相場）を適用します。米ドルの場合、TTB の方が TTS より 2 円安いいため、為替変動がない場合でも、この適用相場の差が為替差損となり、ご負担が生じます。 TTS レート：お客さまが円を外貨に交換するときの換算相場です。 TTB レート：お客さまが外貨を円に交換するときの換算相場です。 ・ この預金は預金保険の対象外となります。 ・ 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における当該通貨の普通預金利率により計算します。
12 . 当金庫が対象業 者となっている 認 定 投 資 者 保 護 団 体	ございません。
13 . 苦情処理措置お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部(当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9 時 30 分～12 時・13 時～15 時、電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10 時～12 時・13 時～16 時、電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9 時 30 分～12 時・13 時～17 時、電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望するお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日 9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14 . その他参考と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、譲渡または質入することはできません。 ・ トラベラーズチェックは、お取り扱いしておりません。